

防災安全対策特別委員会 令和3年12月3日
総務部 資料1番
所管 防災危機管理課

災害時協力協定の締結について

1 スーパーエコタウン協議会

(1) 概要

スーパーエコタウン協議会城南島地区とは平成25年9月1日に津波時における一時避難施設としての施設使用の協定を締結しているが、同協定に新たに1社(S.P.E.C.株式会社)が加わったため再締結した。

(2) 協定の内容

大田区内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に各社の所有する施設(会議室など)を一時避難施設として使用する。

(3) 締結・施行日

令和3年10月1日

2 GLP投資法人

(1) 概要

東海二丁目にあるGLP投資法人の施設を水害(津波や高潮)を対象とした一時避難施設として使用する災害時協力協定を締結した。

(2) 協定の内容

水害が発生または発生するおそれがある場合において、一時的にGLP投資法人の施設を一時避難施設として開放する。

(3) 施設の場所

GLP東京 屋上駐車場(東京都大田区東海2-1-2)

(4) 締結・施行日

令和3年12月1日

3 三井不動産株式会社、全日本空輸株式会社

(1) 概要

開発段階からの合意に基づき、羽田旭町に建設された2社の管理する施設の一部を災害発生時の避難先とする協定を締結する。

(2) 協定の内容

補完避難所として、必要に応じて二社から施設の提供や備蓄物資の提供を受ける。

(3) 施設の場所

三井不動産インダストリアルパーク羽田 駐車場及び車路
ANA Blue Base 2階A201セミナールーム

(4) 締結・施行日

令和4年1月1日